

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

健康福祉局	(24年度)
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>9. 公有財産の管理について</p> <p>①土地台帳および建物台帳の記載方法について（指摘）</p> <p>高齢企画課が作成している土地台帳および建物台帳の通査を行った。その結果、以下の事項が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地台帳および建物台帳に記載されている資産のうちその過半について、価格の記載がされていない。また、価格の記載がなされている資産についても台帳価格の改定が行われていない。 仙台市太白区茂庭台2丁目15-1外にある茂庭台健康福祉エリア用地に係る土地台帳が2枚存在する。 修正液を用いて、あるいは取り消し線を記載して、項目の修正が行われている。 鉛筆書きによる情報の記載が行われている。 <p>このように、適切に管理されるべき土地台帳および建物台帳の作成において不備がある状況では、公有財産を適切に管理できているとはいえない。</p> <p>公有財産は市民の財産であるということを今一度認識し、公有財産自体の適切な管理はもちろん、その台帳である土地台帳および建物台帳の記載方法および管理の方法を再度検討するべきである。</p>	<p>以下の改善を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 価格の記載がされていない資産、及び価格の記載がされていても台帳価格が改定されていない資産については、財産管理課の指導を受け、仙台市公有財産規則第36条第2項の規定に基づいて算定した土地と建物の価格を、土地台帳及び建物台帳に平成25年1月に記載した。 仙台市太白区茂庭台2丁目15-1の履歴は茂庭台健康福祉エリア用地の台帳で把握できることから、重複する同2丁目15-1のみの台帳は不要なため破棄した。 修正液を用いている部分については、二重線で消した上で高齢企画課長の訂正印を押印しボールペンで書き直しを行った。 鉛筆書きの部分については、ボールペンで書き直しを行った。 <p>また、平成25年1月の高齢企画課課内会議において、仙台市公有財産規則等関係法令に従い、土地台帳及び建物台帳を適切に記載するよう周知徹底を図った。</p>

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

健康福祉局	(24年度)
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>9. 公有財産の管理について</p> <p>②公有財産の現物と台帳との不整合について（指摘）</p> <p>平成24年3月31日時点の増減及び現在高報告書と土地台帳および建物台帳を照合したところ、増減及び現在高報告書には記載がないが、土地台帳および建物台帳には記載がある資産が、土地2件、建物6件あった。</p> <p>その内容としては、所管換え、売却、取り壊し等による物件の減少を台帳に反映していないことから生じていた。</p> <p>「各課公所の長は、その所属に係る公有財産についての台帳を備え、所管換、所属替、用途の変更又は廃止その他の変動があった場合においては、直ちにこれを台帳に記載するとともに、財政局長に報告しなければならない」という「規則」第35条に違反するものである。また、現状では台帳と公有財産との照合が行われていないことは「規則」第12条に違反するものである。</p> <p>所管する公有財産と台帳との照合を定期的実施するとともに、土地台帳および建物台帳がその実態を適切に表示するよう作成する必要がある。</p>	<p>所管換え等について確認した上で、平成25年1月に土地台帳及び建物台帳の修正を行い現在高報告書と一致させた。</p> <p>今後の対応としては、半年に1回、現在高報告のタイミングで現在高と台帳との照合を行うこととした。</p> <p>また、平成25年1月の高齢企画課課内会議において、仙台市公有財産規則等関係法令に従い、土地台帳及び建物台帳を適切に表示するよう周知徹底を図った。</p>